

本会議のあらまし

平成28年館林市議会第4回定例会は、12月2日から15日までの14日間の会期で開かれました。

この定例会に市長から提案された議案等は、追加議案を含め22件、諮問2件で、審議の結果、いずれも原案のとおり同意、可決されました。その他、一部事務組合議会議員の選挙が行われました。

人事案件

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

▽人権擁護委員の小島たみ子さん(美園町)の任期が、平成29年3月31日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

▽人権擁護委員の大拙輝一さん(細内町)の任期が、平成29年3月31日をもって満了となることから、引き続き推薦したいとして、人権擁護委員法の規定により、議会に対し意見を求められたもので、推薦につき全員一致で同意されました。

▽監査委員の選任について

▽監査委員の高木貞一郎さん(大手町)の任期が、平成28年12月2日をもって満了となることから、後任に早川勉さん(上赤生田町)を選任したいとして、地方自治法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

▽公平委員会委員の選任について

▽公平委員会委員の伊東方巳さん(下早川田町)の任期が、平成28年12月19日をもって満了となることから、後任に前山文伸さん(当郷町)を選任したいとして、地方公務員法の規定により、議会の同意を求められたもので、全員一致で同意されました。

条例の制定

▽館林市つつじを愛し保護する条例

つつじが岡公園のつつじは歴史的にも文化的にも特筆すべき宝であり、貴重な財産です。先人たちの英知と努力、そして、つつじを守ろうとする深い情熱によって脈々と受けつがれてきたおかげで、今日の世界に誇れるつつじの名園となっております。本市にとつてかけがえのないこの財産が、郷土の誇りとして後世の人々に



つつじが岡公園のつつじ

も愛され続けるよう、本市に関わるすべての人々の参加と協働により、永続的に保護していくことを改めて決意し、表明するために、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員

定数条例 農業者委員会等に關する法律の改正により、農業委員の選出方法や定数の定めが変更され、農業委員の定数は、委員会が機動的に開催できるよう現行の半数程度となったため、地域の実情等を考慮して10人とし、農地利用最適化推進委員は、地区担当制をとることから、円滑に活動できるように現在の農業委員の担当地区の数と同じ16人を定数とするものです。また、農業委員には利害関係を有しない者を含めるものとし、両委員とも地区または団体推薦、公募を想定しています。さらに、報酬額は、県内の動向等を踏まえて農業委員は据え置き、推進委員

は定期的な申請審査等の法令業務がないため、農業委員より20000円少ない2万7000円と設定するために、本条例を制定しようとするもので、全員一致で可決されました。

条例の改正

▽館林市議会議員及び館林市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営

に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、館林市議会議員及び館林市長の選挙における選挙運動用の自動車及びポスターに係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げるため、本条例の一部を改正しようとするもので、全員一致で可決されました。

▽館林市長の選挙におけるピラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 公職選挙法施行令の一部改正に伴い、館林市長の選挙におけるピラの作成に係る公費負担の限度額を国に準じて引き上げるため、